

船橋市スポーツ協会 会則

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この会は、船橋市スポーツ協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を船橋市教育委員会生涯スポーツ課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、船橋市におけるスポーツ団体の統一組織として体育・スポーツの普及発展と市民のスポーツ活動を通じた健康づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ大会・講習会等スポーツに関する行事の実施及び共催・後援に関すること。
- (2) 競技力向上に関すること。
- (3) スポーツ指導者の養成に関すること。
- (4) 選手及び指導者の派遣に関すること。
- (5) 体育功労者及び優秀選手等の表彰に関すること。
- (6) 加盟競技団体、学校体育連盟及びスポーツ少年団の支援に関すること。
- (7) 公益財団法人千葉県スポーツ協会との連絡・調整に関すること。
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

第3章 組織

(組織)

第5条 本会は、船橋市の種目別競技団体及び学校体育団体並びにこれらに準ずるスポーツ団体（以下「加盟団体」という。）をもって組織し、次の通り分類する。

- (1) 「1種」 県民体育大会、国民体育大会の種目としてある団体。
- (2) 「2種」 学校体育連盟、スポーツ少年団
- (3) 「3種」 1種、2種以外の団体。

第4章 加盟及び脱退

(加盟及び脱退)

第6条 本会に加盟しようとする団体及び都合により脱退しようとする加盟団体は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

第7条 本会の加盟団体が第5条の規程に該当しなくなったとき、又は本会の加盟団体として不適当と認められたときは、理事会及び評議員会の議決を経て脱退させることができる。

第8条 本会の加盟団体に関する必要な事項の細部は加盟規程によるものとする。

第5章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	理事長	1名	副理事長	若干名
理事	若干名	会計	2名	監事	2名		

(役員を選任)

第10条 本会は、役員を選出について役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置き、候補者の推薦を選考委員会に委任する。

2. 選考委員会の事務及び組織に関する事項は別に定める。

(会長及び副会長)

- 第 11 条 会長及び副会長は、選考委員会が推挙し、理事会・評議員会の議決を経なければならない。
2. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
 4. 会長及び副会長は、就任と同時に理事になる。
 5. 会長及び副会長は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

(理事長及び副理事長)

- 第 12 条 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
2. 理事長は、会長の指示に基づき会務を執行する。
 3. 会長及び副会長がともに事故あるとき又は欠けたときは、理事長が職務を代行する。
 4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
 5. 理事長及び副理事長は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

(理事)

- 第 13 条 理事は、評議員の中から選考委員会が選出する。
2. 前項に規定するもののほか会長は、有識者から若干名の理事を委嘱することができる。
 3. 理事は、理事会を組織し、本会の会務及び緊急を要する事項について、審議執行する。
 4. 理事は、すべての会議に出席して意見を述べるすることができる。

(会計)

- 第 14 条 会計は、理事の中から会長が委嘱する。
2. 会計は、本会の会計事務を処理する。

(監事)

- 第 15 条 監事は、会長が委嘱する。
2. 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
 3. 監事は、必要に応じて理事会及び評議員会に出席できる。

(役員の任期)

- 第 16 条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠により再任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は、他の役員の残任期間とする。
 3. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

- 第 17 条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合又は特別の事情がある場合は、その任期中であっても評議員会の議決により解任することができる。

第6章 評議員

(評議員)

- 第 18 条 評議員は、各加盟団体から1名ずつ選出する。
2. 前項の規定により選出された評議員が理事、会計又は監事に就任したときは、同項の規程に従い、その者の属する加盟団体から後任を選出する。
 3. 評議員は、評議員会を組織し、予算、決算及び重要事項を議決する。
 4. 評議員の任期は、第16条第1項及び第2項の規程を準用する。

第7章 名誉会長

(名誉会長)

- 第 19 条 本会に名誉会長を置くことができる。

第8章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

- 第 20 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。
2. 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
 3. 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ又は会長の要請により会議に出席して意見を述べるることができる。
 4. 顧問及び参与の任期は、第 16 条第 1・2 項の規定を準用する。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

- 第 21 条 本会に賛助会員を置くことができる。
2. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する法人及び個人会員をいう。
 3. 賛助会員は、法人会員及び個人会員ともに会費を年度毎に納めるものとする。
 4. 賛助会員及び賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第10章 会 議

(理事会)

- 第 22 条 理事会は、必要に応じて会長が招集し理事長が議長となる。
2. 会長は、理事の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決)

- 第 23 条 理事会は、理事の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開き議決することが出来ない。ただし、同一事項について再度の招集をしたときはこの限りではない。
2. 理事会の議事は、出席者の過半数をもって定め、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 3. 理事が理事会に出席できないときは、書面をもって他の理事又は議長に議決権を委任することができる。この場合、委任をした理事は、出席したものとみなす。
 4. 理事会の議事については、議事録を作成する。議事録には、出席した理事のうち 2 名が署名する。

(評議員会)

- 第 24 条 評議員会は、本会の総会とし、会長が招集し、議長は評議員会に出席した評議員の互選により定める。
2. 評議員会は、年 1 回これを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。
 3. 評議員が評議員会に出席できないときは、書面をもってその所属する団体の代理人又は議長に議決権を委任することができる。この場合、委任をした評議員は、出席したものとみなす。
 4. 第 22 条第 2 項並びに第 23 条 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会に準用する。この場合において「理事」とあるのは「評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」とそれぞれ読み替えるものとする。
 5. 評議員会の議事については、議事録を作成する。議事録には出席した評議員のうち 2 名が署名する。

第11章 会 計

(経費の支弁)

- 第 25 条 本会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。
- (1) 補助金
 - (2) 加盟団体の分担金
 - (3) 寄付金

(4) 賛助会費

(5) その他の収入

(事業計画及び予算)

第 26 条 本会の事業計画及び収支予算は、会計年度毎に会長が編成し、理事会・評議員会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 27 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後に会長が作成し、監事の意見を附し、理事会・評議員会の承認を受けなければならない。

(特別会計及び積立金)

第 28 条 本会は、理事会・評議員会の議決を経て、特別会計及び積立金を設けることができる。

2. 特別会計又は積立金の管理及び処分の方法は、特別会計又は積立金毎に理事会・評議員会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 12 章 専門委員会

(専門委員会)

第 30 条 本会は、業務遂行上特に専門的処理を必要とする場合に専門委員会を設けることができる。

2. 専門委員会の名称、事務及び組織等に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

3. 副会長は、各委員会のいずれかの委員長を務め、理事長・副理事長及び理事は各委員のいずれかの委員を務める。

第 13 章 事務局

(事務局)

第 31 条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

2. 事務局及び職員に関する必要な事項は、評議員会の議決を経て別に定める。

第 14 章 雑 則

(公益財団法人千葉県スポーツ協会に加盟)

第 32 条 本会は、公益財団法人千葉県スポーツ協会に加盟し、その加盟団体となる。

(規則の改廃)

第 33 条 本会の会則は、理事会及び評議員会において 3 分の 2 以上の同意を得なければ改廃することができない。

(補 足)

第 34 条 この会則の施行に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、昭和 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 12 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。